

ご存知ですか？ 多摩支部20周年

今を遡ること約30年前、多摩地区は、弁護士会の正規組織や会館が存在しなかったため、市民の法的ニーズに迅速に応えることができない状況にありました。

このような状況を解消するため、多摩地区の弁護士の任意団体が支部設立に向けて活動を開始し、市民や自治体の協力を得て、1998年4月1日、八王子の地に東京三弁護士会多摩支部が生まれました。

その後、2009年の八王子から立川への移転等を経て（この移転当時の多摩地域、多摩支部の状況については、弊誌2009年10月号特集「多摩支部の活動—裁判所本庁化への期待も—」（https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2009_10/02-15.pdf）をお読み下さい）、つい先日、多摩支部は設立20周年を迎えることができました。

これを受けて、多摩支部では、本年度、記念レセプションの開催のほか、市民向けの特別授業、遺言カフェといった特別事業が行われる予定です。

本特集では、この20周年記念事業についてのご紹介のほかに、多摩支部設立経緯等についての座談会、多摩支部の現状・今後についての座談会、多摩支部が開催したイベントについての報告等を通じて、多摩支部設立から現在までを振り返り、さらに、東京地方・家庭裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化に向けた展望を明らかにしたいと思います。

（志賀 晃）

CONTENTS

I 巻頭言 多摩支部は設立20周年を迎えます	3頁
II 多摩支部20年の歩み	
(1) 多摩支部設立の経緯～経過を知るベテラン弁護士インタビュー～	4頁
(2) 多摩支部の現在とこれから～中堅若手弁護士 座談会～	9頁
(3) 20周年記念行事報告	
① 第15回高齢者・障がい者権利擁護の集い	
「実践！意思決定支援—本人主体の権利擁護を目指して—」報告	16頁
② これからの多摩支部20周年記念事業のご案内	17頁

*表紙裏にカラー写真掲載



弁護士会多摩支部

I 巻頭言

多摩支部は設立 20 周年を迎えます

2017 年度 東京弁護士会多摩支部支部長 齊藤 園生 (45 期)

東京三弁護士会多摩支部（以下「多摩支部」）は 1998 年 4 月 1 日設立されました。

多摩支部設立までは、多摩地域には「三多摩弁護士クラブ」という任意団体があり、ここが国選弁護の受け皿となるとともに、八王子法律相談センターや法律扶助協会東京都支部多摩相談センターの運営に関わってきました。しかし弁護士会の正式な組織とは言えず、地元自治体・住民からは「なぜ多摩には弁護士会がないのか」という声がありました。「多摩に弁護士会を」を合い言葉に、三多摩弁護士クラブの 10 年にわたる運動の結果、1998 年、多摩支部が設立されたのです。

多摩支部設立後、八王子に弁護士会館をつくり、立川にも法律相談センターを開設しました。毎年のように市民集会も開催し、地元の弁護士会として活動を拡大してきました。2009 年には東京地裁八王子支部が立川に移転するのに伴い、立川に支部会館を移設しています。

現在、多摩支部では 16 の専門委員会、6 つのプロジェクトチームが活動をしています。八王子、立川、町田の法律相談センターの相談も支部が中心に担い、地元自治体へは、法律相談はもちろん、各種審議会の委員も多数派遣しています。また 2009 年からは、全国で唯一、本会とは別に支部として司法修習生の受け入れを始めています。

2018 年度には、支部会員資格が多摩に法律事務所を持つ「事務所会員」に限定され、支部会員が多摩地域の法律相談に責任を持つ、法律相談活動の棲み分けも実施されます。第一東京弁護士会も、本格的支部運営に乗り出すことになっており、多摩支部は名実共に三会の共同運営となります。

多摩支部の合い言葉は「多摩は一つ」。20 周年を迎える多摩支部の歴史を振り返り、これからの多摩支部を展望したいと思います。



多摩支部外観



弁護士会多摩支部

Ⅱ 多摩支部 20 年の歩み

(1) 多摩支部設立の経緯

～経過を知るベテラン弁護士インタビュー～

(注) 出席者の所属は、2017 年度当時のものである。

出席者

鹿島 恒雄 (7 期)

近藤 智孝 (21 期)

司会

佐藤 南平 (58 期) 副支部長

聞き手

齊藤 園生 (45 期) 支部長



鹿島 恒雄 会員 (7 期)



近藤 智孝 会員 (21 期)

三多摩弁護士クラブ

佐藤：本日、司会を務めます佐藤です。多摩支部設立20周年を迎え、多摩支部設立を振り返ってみたいと思います。裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化のための活動をしている現在の多摩支部会員にとっても参考になるお話を伺えるのではないかと思います。

まず、多摩地区に当時から存在している弁護士の任意団体である三多摩弁護士クラブについてお聞きます。三多摩弁護士クラブが多摩支部設立の母体になったということですが、三多摩弁護士クラブとは、どのような組織でしたか。

鹿島：私自身は、1955年に弁護士登録をしました。最初は、市ヶ谷で仕事をしていたので、三多摩弁護士クラブには入っていませんでした。その後、地元の府中市の事件が増えてきて、多摩地区に事務所を移したことから、三多摩弁護士クラブと縁が深くなりました。

三多摩弁護士クラブは、公的には、1949年に、最高裁の通達があって国選弁護人受任の受け皿とし

ての事務を取り扱う団体としてできました。

三多摩弁護士クラブは、クラブの会則もありますし、慶弔の規程も完備しているし、総会も開かれて、旅行会などもありましたから、一つの団体としては機能していました。

このように単純な親睦団体ではありませんでしたが、それでも多摩地区の市民には、悲しいことに知られてはいませんでした。多摩の自治体にも知られていませんでしたね。

佐藤：三多摩弁護士クラブが多摩地区の市民の法律相談を受けていたという話を伺ったことがあるのですが、いかがでしょうか。

鹿島：榎本信行さんが三多摩弁護士クラブの幹事長の時代に、クラブ独自の法律相談センターを作ろうとしたことがありました。具体的な市民との接触を図ったんですね。しかし、クラブは、任意団体だから、弁護士法違反であると本会からの反対にあって、とん挫したということがありました。

近藤：そうですね。しかし、榎本さんが有志を集めて、八王子でも法律相談をしようと活動し始めましたね。裁判所八王子支部の中に三多摩弁護士クラブの

控室を先輩弁護士の努力で確保していましたから、
実は、その中で法律相談をやっていました。

齊藤：裁判所の中で法律相談とは、これまでに聞いたことがないお話です。相談件数はありましたか。

近藤：それなりにありましたね。

多摩支部設立のきっかけ

佐藤：それでは、三多摩弁護士クラブという団体が弁護士会多摩支部を作ることになったきっかけを教えてください。

鹿島：1988年秋に八王子で三多摩弁護士クラブの創立40周年記念式典をして、多摩地区の自治体の首長をお呼びしました。首長の中から、多摩地区に弁護士会の正規の組織や設備がないのかという疑問の声が出ました。そこで、我々は、改めて多摩地区と23区との格差を共有したのです。

1991年当時、多摩地区は、人口が365万人で静岡県と同じ、全国の都道府県でみても11番目、23区の1.86倍の広さがありました。当時、多摩地区の発展が著しく、人口流入に伴う法律問題が起きていました。司法機構として、裁判所、検察庁に八王子支部があり、民事、刑事、家事事件について全国の本庁と比較しても4位ないし6位相当の事件数を処理していました。裁判所、検察庁は、八王子が日本一大きな支部であったにもかかわらず、弁護士会には支部がなかったのです。

このことを私は、「多摩は、自由民権運動濫觴の地の一つであり、五日市憲法草案誕生の地でもある。自由と人権についての輝かしい歴史を持つ多摩地区の住民に誠に相応しくない弁護士機構の現状である。」と表現しておりました。

これが、多摩支部設立のきっかけなのです。

多摩支部設立に向けた活動

佐藤：支部設立に向けた具体的な活動について教えてください。

鹿島：多摩地区では、都心に見られない人口流入に基づく借地借家問題、家事事件の増加、基地問題などの区部と違った法的な問題を抱えていたことから、市民に密着した法的サービスが必要でした。法律相談が特に重要でしたが、多摩地区には、八王子の法律相談センターと扶助協会の相談しかありませんでした。

そこで、1989年から具体的に多摩地区の市民のための支部設立に向けての活動を始めたのです。

齊藤：自治体巡りは、みなさん大変な苦勞をされてましたね。担当の市ごとに説得のための作戦を先輩弁護士が練っていた様子を見ていました。

鹿島：三多摩弁護士クラブのメンバーで手分けして、多摩地区の自治体に支部設立の運動への協力を依頼したのです。

1994年3月に、東京都市長会、東京都町村会に対して、支部設置の要望書を出してもらうように依頼し、最終的に全ての自治体が要望書を弁護士会本会に出してくれました。

現在行われている裁判所支部の本庁化、本会化の運動にも通じる運動の仕方でしたね。

ところで、三多摩弁護士クラブでは、その後、本会に対して、支部設立の要望書を提出し、1998年4月に支部設立となるのですが、それまでの活動について振り返っておきたいと思います。

まず、組織の面ですが、三多摩弁護士クラブでは、1989年6月、三多摩弁護士クラブ機構改革検討委員会を発足させました。

近藤：支部設立までの10年間、鹿島さんが委員長で、

飯塚和夫さんが事務局長でしたね。

鹿島：そうでしたね。

委員会の会議の場所は、八王子合同法律事務所をお借りしまして、支部設立までの10年間で100回を超える会議を開きました。

全国の弁護士会の支部に11項目のアンケートを実施したこともあり、18支部から回答を得ました。

さらに、川越支部、小倉支部、浜松支部を訪問して調査をしました。

1991年5月、「報告書その一及び附帯意見書」というものを三多摩クラブ幹事長宛てに上程しましたが、これがその後の本会に対する支部設立の要望のベースとなる資料となりました。

その後、1991年9月、委員会の名称が三多摩弁護士会機構改革検討委員会に、1992年6月には三多摩弁護士会機構改革実行委員会に、1996年2月には弁護士会多摩支部設置準備委員会に変わりました。名前の変更にともなって、委員会の仕事の内容が変わったことが分かります。仲間も増えました。

この間、本会に対して、三多摩弁護士クラブがどのような働きかけをしたかと申しますと、最初は、支部という名称ではなく、法律相談センターを発展させるという意味で、「東京三会八王子センター」という名前のやや曖昧な組織を作ろうとしたことがありました。

しかしながら、本会からその曖昧さに対して批判があり、結局、本会に対しては、1993年12月に三合同支部の設立の要望書を出したのです。

その後、弁護士会の諸事情があって合同支部設立は諦め、1994年8月に東京三会各支部の設置の要望書に差し替えたのです。

その結果、本会では、1997年1月の臨時総会で

1998年4月1日に東京弁護士会が多摩支部をまず発足させることを決定してくれました。

一弁、二弁もほぼ同時期に支部設置を決議してくれました。

三多摩クラブの会員は、このようにクラブ側の活動を精力的に行いましたが、実は、会員の心ある者が本会の支部設立の対策本部のメンバーや理事者になるなどして、陰に陽に力を発揮してくれていました。

これが、支部設立の経緯なのです。

近藤：支部設立に向けては、みんなが一丸となって力を合わせてがんばりましたね。お金のある者はお金を、時間のある者は時間を、心ある者は心を出すなどして協力してくれました。

八王子支部会館建設の経緯

佐藤：次に、支部会館の建設について伺いたいと思います。

齊藤：支部会館を造ることについては、どのような動きがありましたか。みなさん、初めから自前の会館を造るという考えだったのでしょうか。

近藤：お金の問題がありましたから、自前の会館を持つことには慎重な意見もありました。しかし、弁護士たるもの、弁護士会なるものは、自主自立、一身独立という精神が根底にあるべきと思っていましたので、支部会館という受け皿がそこでは必要であると思っていました。

齊藤：どのようにして当時の支部会館を取得したのでしょうか。

近藤：実は、私は、支部設立運動が盛り上がるだいぶ前から、密かに物件をあたっていました。そうしたところ、たまたま八王子の業者から情報を得て、当時の東京地方裁判所八王子支部の前に売り物が出



ました。私は、これは押さえておかねばならないと考え、購入資金を借り入れ、単独でこの土地を購入しました。

このことは数名の同志には話しましたが、私は、支部会館にもし利用されなかったならばそれでも構わないという心づもりでおりました。

しかし、その後、同期の杉井静子さん、馬場栄二さん、橋本幸一さん、井上寛さんなどの若い方々から、私に負担をかけるのは弁護士の沽券に関わるという声があがり、多摩法曹ひまわり会館という名称のもとで100人を超える多数の仲間の方々がお金を出し合ってくれ、土地の取得資金や建物の建築資金も皆出してくれました。

鹿島さんも100万円でしたよね。

鹿島：いや、私はもうちょっと（笑）。

齊藤：あのとき、みなさんが、お金をかなり出されていましたよね。

近藤：そのお陰で私が借り入れたお金は返済でき建物もできたのです。

私は、このとき人間の善意や人間の絆というのは素晴らしいな、弁護士って大したものだなと心から思いました。

佐藤：土地を購入し建物を建築した時点では、本会が支部会館として認めていたものでもないですよ。

近藤：そうです。でも最終的には、既成事実もでき本会も了承していただきました。会館、言葉を換えて言えば「城」ができたということです。これがその後の支部の発展に大きくつながったことは間違いのないと思います。

支部を作ろうとの10年間の諸先輩方のご尽力がバックにあったからこそ、先行しての土地購入や支部会館の建設ができたのです。

心ある者は必ず協力してくれるという良き時代の

文化があったのかもしれませんが。このような精神を今後とも持ち続けてもらいたいと思っています。

齊藤：このような思い切ったことは、今ではとてもできないことですね。

鹿島：本会が会館を造るときに強制寄付が行われましたよね。これに対しては、不満も出ていたかと思います。だけど、近藤さんが支部会館の土地代金を立て替え支出した分と建物の建築資金を出した皆の醵金は、本当にクラブ会員が自分の意思で出したものです。強制は一切ないのです。

近藤：私は、会館ができた時、我が家のお風呂で大泣きしたことを覚えています。感謝の気持ちで。

齊藤：三多摩弁護士クラブの活動は、本当に精力的で、情熱がありますね。現在の弁護士会、多摩支部の活動にそこまでのものは見られないですね。

近藤：時代の違いもありますよ。

鹿島：司法試験制度の問題も絡みますが、弁護士の仕事に対する活力、プライドを取り戻す必要があると思います。三多摩弁護士クラブの時代には活力があったように思います。

佐藤：当時、造られた支部会館は、本会が取得してくださり、現在、八王子会館として法律相談センターが入り、利用されていますが、立川に支部が移転して以降、売却の話も出ていました。この点については、どのように考えていらっしゃいますか。

近藤：八王子市だけで55万人という人口があるのですから、会館を売却するというような考えは、寂しい限りですね。利用方法を考えるべきでしょう。

齊藤：八王子会館の目の前に法務合同庁舎もできるようなので、これからの需要は出てくると思います。法律相談センターを充実させて、さらに若手弁護士の支援の場としても利用できるのではないかと考えております。

裁判所立川支部の本庁化、 弁護士会多摩支部の本会化に向けて

佐藤：支部設立の経緯、支部会館建設について伺ってきましたが、最後に支部設立20周年を迎えて、支部会員、これからの若手弁護士に向けてのお言葉を頂戴したいと思います。多摩支部で現在検討されている裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化の問題についても、支部設立運動との比較の視点から一言お願いします。

鹿島：支部設立の問題は、市民サービスの観点からして、やらなければならなかったこと、やらなければ作為義務に違反するようなものでした。そして、現段階では、支部設立により、市民にとっての一定程度の法的サービスを整えた状況にあります。

しかし、次の問題である裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化は、現在の弁護士を巡る事情の劣悪化を踏まえ、本会化された際にそこに所属することになるであろう弁護士の経済的、財政的な問題を冷静に検討してやらなければならない問題です。軽々には踏み切れない問題です。支部設立の問題と支部の本会化の問題はやや異質な問題であると思います。もちろん、弁護士の負担がなくやれるものであれば、これは万々歳なことです。しかし、近藤さんも言われたように、弁護士は、本来、権力から支援も受けなければ、権力に媚を売ることもない、そういう自立した立場です。そうであるならば、経済的、財政的に自立していかなければならない。本会にもすり寄ってはいけないという問題もあります。

財政的な専門家の意見もよく聞いたうえで、マスタープランを立てる必要があると思います。やや冷たい意見ですが、本庁化、本会化を目指すことが揺

るがない目標であることには間違いありません。

近藤：大きな目標を達成するには、弁護士会だけの力だけでは無理です。政治、経済界のお力も得られるようにしなくてはならないと思います。

鹿島：先程、支部設立に際しては、多摩地区の自治体の大きな支援を受けたことを申し上げました。本庁化、そして、本会を作るためには、それ以上に地元自治体の支援が必要ですし、もう一つは、本庁化、本会化は法律改正が関連しますから、政治家に支援を求めることが絶対に必要です。弁護士が一致団結してやらないといけないと思いますね。

なお、心配しているのは、弁護士会館の問題です。会館造り、その後の維持管理費用の問題もあります。また、職員の人件費の問題もあります。

図書館は、現在の本会と仲良くして、本会の図書館に自由に出入りできるようにしておくという融通性のあるルールを確立すべきです。

近藤：私が思っていることは、弁護士業務だけに留まらず、文化、政治、経済、あらゆる分野に若い弁護士が進出していったほしい。そこから得られる情報を上手に使ってほしい。文化人や事業家の心をもしっかりとつかみネットワークを築いてほしいと思います。

佐藤：今日は、大先輩方から貴重なお話を伺うことができ大変参考になりました。誠にありがとうございました。

(構成：佐藤 南平)



弁護士会多摩支部

Ⅱ 多摩支部 20 年の歩み

(2) 多摩支部の現在とこれから ～中堅若手弁護士 座談会～

(注) 出席者の所属は、2017 年度当時のものである。

自己紹介

佐藤：本日はお集まりいただきありがとうございます。
本日、司会を務める佐藤です。現在、多摩支部副支部長を仰せつかっております。

本日の座談会は、多摩支部の中堅若手の弁護士がどのようなことをしているかを本会の会員の皆さんにも知って頂きたいと思い、実現した企画です。

今年、多摩支部は20周年を迎えますが、10年前の10周年の際は、委員会等の数は、13個でした。それが、現在は、23個の委員会等で支部会員が活動しています。皆さんの委員会活動を中心にこれからお話を伺っていききたいと思います。

では、まず、自己紹介をお願いします。

加畑：61期の多摩の森綜合法律事務所の加畑と申します。多摩支部法律相談委員会の委員長をしております。最近では多摩支部の外国人法律相談制度の開設のために、多文化共生プロジェクトチーム(PT)の立ち上げに参画しております。また、法律相談委員会の関連プロジェクトチームである震災対応プロジェクトチームと中小企業支援プロジェクトチームにも関わっております。

高野：61期、「たかの」と書いて、「こうの」太一郎です。加畑弁護士と同じく、多摩の森綜合法律事務所におり、現在、刑事弁護委員会の委員長、貧困問題対策プロジェクトチームの座長をしております。

橋詰：58期、三多摩法律事務所の橋詰です。委員会は子どもの権利委員会と法教育委員会、研修委員会に入っております。法教育委員会はまだ新しく、この4月で3年度目を迎えるところです。私の自慢は、子どもの権利委員会を、弁護士登録直後に入ってからこれまで一度も休んだことがないということです。

高木：63期の高木理恵子と申します。法律相談委員会と広報委員会に所属し、両方とも副委員長をしています。多摩支部20周年記念事業の実行委員会

の委員もやっています。多摩パブリック法律事務所に所属し、私自身は、立川修習の1期生となります。

古田：67期の古田理史です。かたくり法律事務所に所属しています。委員会は、刑事弁護委員会、広報委員会、法教育委員会、憲法問題に関するプロジェクトチームに所属しています。あと、多摩支部20周年記念事業にも関わらせてもらっています。

加畑：言うのを忘れていました。私も20周年記念事業の準備に関わっています。

多摩支部における委員会等での活動状況

■ 法律相談関係

佐藤：それでは、皆さんの委員会活動を中心として、多摩支部での活動を教えてください。

まず、加畑さん、法律相談委員会についてお願いします。

加畑：法律相談委員会では、立川、八王子、町田の法律相談センターの運営及び多摩の自治体相談への弁護士の派遣、遺言カフェという多摩支部独自の企画も行っております。

佐藤：自治体の法律相談については、本会と比較しても多摩支部と自治体との連携が取れているという話を耳にしますね。

加畑：多摩支部は長い時間をかけて、自治体との信頼関係をこれまで構築してきましたので、多摩支部の弁護士は自治体に重宝して頂いていると自負しております。

高木：18自治体、7社協（社会福祉協議会）に弁護士を派遣しています。

加畑：そうですね、100人以上の弁護士を派遣しています。

佐藤：加畑さんは、多摩支部に来られる前は、別の弁護士会に所属されていたということですが、多摩支部との違いもありましたら教えてください。

加畑：最初、法テラスのスタッフ弁護士として静岡県

出席者

加畑 貴義 (61期)
高野 太一郎 (61期)
橋詰 穰 (58期)
高木 理恵子 (63期)
古田 理史 (67期)

司会

佐藤 南平 (58期) 副支部長

聞き手

山下 太郎 (55期) 副支部長
渡邊 隆 (56期) 副支部長

弁護士会に1年間所属していました。そこから3年半を福島県弁護士会で過ごしました。多摩支部ではいわゆる多重会務者が多いという印象です。しかし、若手の会員が委員会内でしっかりとした発言力を持っていて、若手の会員が委員会内で企画をした時には、役員会も非常に理解を示してくれる印象です。

佐藤：多摩支部では、役員も若いですね。さて、先程、お話に出た遺言カフェとはどのようなものですか。

加畑：町田法律相談センター立ち上げの際に活性化の目的で企画しました。弁護士の敷居を低くして、遺言をテーマに弁護士との茶話会をできるようにしました。茶話会には70人くらいの市民の方々に参加して頂き、好評を頂きました。今後も多摩地区の各地域内で複数実施していく予定です。

佐藤：多文化共生プロジェクトチームについては、どのような状況ですか。

加畑：外国人の法律相談については、法律相談委員会において、長年大きなテーマとなっております。現在、他県の弁護士会の情報を集めて、形にしようとしている段階です。

山下：外国人法律相談プロジェクトチームではなく、多文化共生プロジェクトチームとした理由は何ですか。

加畑：法律相談の窓口運営だけにとどまるのではなく、例えば各地で行われている外国人の方々のイベントに相談員を派遣したり、渉外事件に関連した体制作りのため裁判所との協議に臨むなど、外国人の権利擁護に関する活動を行いたいと考えていることが理由です。

■ 刑事事件関係

佐藤：次に高野さんの活動についてお聞きしたいと思います。

高野：立川支部の管内で発生した刑事事件の国選弁護人の推薦や当番弁護士の派遣については多摩支

部の刑事弁護委員会が関わっています。2016年度の当番事件の数は1759件、被疑者国選は1754件です。また、立川支部は、支部として裁判員裁判を受任していますので、裁判員裁判の国選弁護人の推薦も行っています。その数は146人でした。弁護人の推薦や派遣などの円滑な事務を行うため、適切な名簿の作成、運用、管理を行っています。

佐藤：これまで、23区内の弁護士も相当数、多摩地区の刑事弁護に関わって頂いていると思いますが、現在はどのような状況ですか。

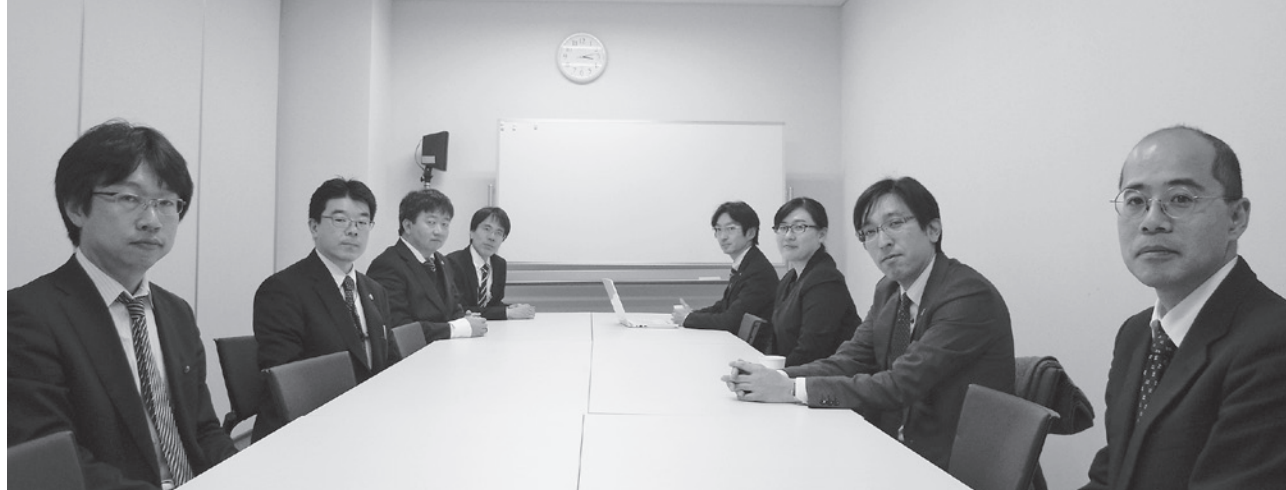
高野：立川支部管内の刑事事件について、国選弁護人は多摩支部の事務所会員には限られません。むしろ、数年前まで、23区内の弁護士が名簿の3分の2程度を占めていました。しかし、刑事弁護は早期に密度の濃い活動が必要であると思われるから、地元の事件は地元の弁護士が担うべきではないかというように委員会では考えてきました。

そこで、少しずつ多摩の弁護士で事件を担えるよう、名簿の再編成をしてきました。

佐藤：多摩支部においては、弁護士会と裁判所、検察庁との関わりが密であると聞いていますが、具体的に教えてください。

高野：立川支部においては、法曹三者の協議会の窓口は、弁護士会多摩支部になっています。公式な協議会が年に1回、勉強会が年に3回、若手勉強会というものも任意に行われています。また、特徴的なものとして、模擬評議というものが行われていました。2018年度中に3回目の開催が予定されています。一般市民の方を模擬裁判における裁判員役として募って、法曹三者は実際の裁判官、検察官、弁護士が担当する模擬裁判を、裁判所の法廷をお借りして、2日間にわたって実施しています。本庁と比べても遜色ない充実したもので、多摩地区における刑事事件の法曹三者の関係は密接なものがあります。

山下：刑事弁護の研修の充実ぶりには驚いています。裁判所立川支部の法廷を借りて、裁判員裁判向けの



研修がありました。10年前にはこのようなレベルの高い研修はありませんでした。この間の努力などありましたら、教えてください。

高野：たしかに、ここ10年で多摩支部会員の刑事弁護のスキルは上ってきていると思います。約10年前、被疑者国選の拡大、裁判員裁判の実施などを見据えて、東弁が刑事対応型の多摩パブリック法律事務所を設立しました。そこに、当時、刑事弁護に熱心な新人を含む多数の弁護士を集めました。その後、北千住パブリック法律事務所の若手が立川市内に事務所を立ち上げました。所属弁護士の刑事弁護に関するスキルは、全国クラスです。

さらに法テラス多摩法律事務所があり、多摩支部と協議の上で、多数の刑事事件の配任もなされています。所属する弁護士も全国クラスであって、支部会員に対して、研修や実際の事件の共同受任などを通じて、そのスキルを伝えてもらっています。

研修については、少人数で全国クラスのレベルのものを受けられることから、本会以上ではないかと思っています。

■ 貧困問題対策関係

佐藤：貧困問題対策プロジェクトチームについても一言お願いします。

高野：2008年12月、日比谷派遣村がクローズアップされたことで、貧困問題が社会問題として認識されるようになりました。400万人の人口を抱える多摩でも貧困問題を主に扱う委員会を作りたいというメンバーが現れ、私も設立に携わりました。PTでは、生活保護に関する研鑽、研修会の実施、各自治体の福祉事務所との懇談などを行っています。

山下：問題事例について、自治体との意見交換を行って解決している案件もあると聞いていますが、いかがでしょうか。

高野：2014年1月から生活保護相談を開始し、2017年3月までで、相談件数355件です。この数になると、

それなりに相談の傾向が表れてきます。個別事件については個別の弁護士が対応するとして、それとは別に弁護士会として、より適切な生活保護行政への提言となるように、判明した問題点について各自治体との意見交換を行っています。

■ 子どもの権利・法教育関係

佐藤：橋詰さんは、これまで子どもの権利委員会を中心に活動されてきたと思いますが、そこから法教育委員会も立ち上げられたと聞いています。

橋詰：子どもの権利委員会は、当初、刑事弁護委員会の少年事件部会として発足しました。委員会となって15年ほどになりますが、現在は委員数も活動範囲も広がっています。数年前から委員会内にPTを設け、少年事件、子どもの悩みごと相談、家事事件手続法関係、児童福祉、選択型実務修習などの分野をカバーしています。

付添人名簿の作成や派遣をしたり、子どもの悩みごと相談で多摩地域の保護者や子どもから相談を受けています。家事事件手続法関係では、未成年後見人や子どもの手続代理人の選任について家裁立川支部との対応や連携、意見交換会も行っています。また、児童福祉の分野では地域の児童相談所や子ども家庭支援センター、関係機関などとの連携を図っています。

山下：委員会で取り組まれている、子どものいじめ予防に関する授業について教えていただけますか。

橋詰：いじめ予防授業は、もともと個人の弁護士が取り組んでいた実践を、2008年から日弁連の特別事業として東京三会の共催で活動を始めました。それが徐々に都内で広がり、2013年に日弁連の全国付添人経験交流集会で発表した結果、全国的な取り組みとして広がり、現在は全国の3分の2以上の単位会で行われています。都内の実施件数をみても、2008年度は年間2校の実施でしたが、昨年度は200校以上で実施されています。



加畑 貴義 会員



橋詰 稔 会員



高木 理恵子 会員



高野 太一郎 会員

その中でも特に多摩支部は盛んで、年間80校前後という全国トップクラスの実施件数になっています。これは多摩地域に学校が多いことに加えて、多摩支部が地域の自治体と連携が取りやすい関係にあるため、国分寺市や立川市、国立市、西東京市などで教育委員会から市内の小学校や中学校について全校実施を依頼されたという事情があるためです。おそらく教育委員会とこのような連携がとれたのは多摩支部が全国で初めての例と思われます。

授業も大変好評をいただいております、人権の観点から話をすることや、裁判になった深刻な事例を扱って、両当事者の立場から話ができることが、弁護士が授業をすることの大きな特徴や意義だと思います。

山下：多摩では、いじめ予防授業が先進的に行われていることから、多摩支部内でも評価されて、多摩支部20周年イベントでもメインイベントとされることになりましたね。

橋詰：はい。いじめ予防授業については、委員会で一丸となって取り組んできました。この授業を担当することで、委員自身もいじめという問題を繰り返し考える機会にもなります。また多摩支部では各市に設けられるいじめに関する第三者委員会にも委員が何名も参加しており、自治体から弁護士会多摩支部に対する信頼を得られていると思います。今度の20周年イベントが、さらなる啓発や広報の機会になればいいですね。

渡邊：先ほど、加畑さんが言われていた多摩支部と自治体とのつながりということがここでも特徴的な事柄として、出てきています。先輩方が地区法曹的なものを特別に作らず、多摩支部として各自治体と話をしてきたことから、自治体の相談活動にも多摩支部から弁護士を派遣するようになったということですね。

橋詰：そうですね。例えば最初に全校実施となった自治体は、市の人権擁護委員を務める弁護士の方が人権擁護委員向けの勉強会に講師でお招きくださ

り、そこに市長や教育関係の事務局もいて、いじめ予防授業を知っていただけたことが直接のきっかけとなりました。自治体と多くの地域の間で築き上げてくださった、今の私たちの活動の礎になっています。とてもありがたく思います。

佐藤：法教育委員会では、いじめ予防授業以外の授業をやっているようですが、どのようなものがありますか。

橋詰：小中高の子どもたち向けとして、職業紹介や民事や刑事の模擬裁判、消費者被害、労働やアルバイト、少年非行、セクシュアリティ、憲法（主権者教育）などをテーマとした授業を用意したり、裁判所での裁判傍聴も行っています。あと、特徴的な取り組みとしては、法教育委員会が中心となって弁護士を東京経済大学に派遣し、公法系、民事系、刑事系の講座を受け持っています。これも多摩地域にある大学との連携によって始まった多摩地域ならではの取り組みだと思います。

■ 立川支部における司法修習

佐藤：それでは高木さんにお話を伺いますが、高木さんは、立川修習の1期生ということで、立川修習についてお話をいただけますか。

高木：立川修習は全員で24人で、裁判修習でも1部に2人しかいないので、事件も傍聴し放題ですし、検察修習も6人で一部屋与えられており、取調べも本庁に比べて充実しています。

弁護修習も、支部修習を成功させようという多摩支部の意気込みをすごく感じました。実務修習で登録している事務所以外の弁護士の方々にも何かと構っていただき、支部の方々とも顔が見える関係で、楽しく過ごさせて頂きました。

事件数と弁護士数に比べて修習生が少ないのですごく充実していた気がします。

佐藤：同期は、多摩地域に残っている人が結構多いのではないですか。

高木：そうですね、半分くらいは多摩で弁護士をしています。

支部の方々にお世話になって修習を終えたという感覚が強いのか、支部活動に熱心な同期が多くて、委員長、副委員長名をみると見覚えのある名前が多い気がします。

■ 広報活動関係

佐藤：高木さんは、広報委員会での活動をされていますね。多摩支部の広報誌に「多摩のひまわり」がありますが、その特別号というのは一般市民にも配っていますが、最近だとどのような内容の記事が書かれましたか。

高木：一昨年は震災PTと合同で、震災から5年を考えるというテーマで、東北の気仙沼とか、石巻に視察に行き、現地の市民の方や弁護士から、震災当時や復興の話を伺い特集しました。

東京は遠からず絶対に震災が起こるので、市民の皆さんと一緒に考えるという趣旨で特別号にしました。現地の方のお話はどれも、言葉に重みがあって、それを記事にするだけで、考えさせられるものでしたので、充実した特別号になったと思います。

去年は、多摩支部20周年を目前にしていたので、20周年をテーマにしました。

関係の業種の方々からお祝いのコメントを頂いた他、「自治体マスコットキャラクターインタビュー」を企画して、多摩地域のマスコットキャラクターに自治体をPRしていただきました。掲載した写真の多くは、実際にイベントに広報委員が行って撮影したものです。

所属する多摩パブリック法律事務所では年に1度自治体を回るんですが、そのときに「多摩のひまわり特別号」にキャラクターが載っている市の職員の方から「読みましたよ」と言っていました。自治体との繋がりがっている意味で良かったのかなと思います。

■ 多摩パブリック法律事務所の特徴

佐藤：高木さんは現在多摩パブリック法律事務所という公設事務所に入っていますが、多摩支部にある公設事務所の特徴を教えてください。

高木：裁判員裁判に向けて、刑事弁護の中核を担える事務所ということで設立されていますので、創生期から熱心に刑事弁護に取り組んでいます。ただそれは北千住パブリックなどでも同じだと思います。ただし、23区内のパブリックはそれぞれ北千住が刑事弁護、東京パブリックは外国人相談や地方派遣の要請とかで、渋谷パブリックも法曹養成というように割と事務所ごとに特色が際立っているんですけど、規模は小さいながら多摩パブリックは結構全部やっているのかなと思います。

刑事弁護もやっていますし、一橋大学リーガルクリニックの受入れや、エクスターンシップの受入れも行っています。

多摩パブリックはもちろん東京弁護士会の公設事務所ですが、所属に第一、第二東京弁護士会の弁護士がいて、三会で力を合わせてやっていこうという雰囲気があります。

佐藤：多摩パブリックで研修を行うときに、他の支部会員にも情報提供をして、研修の案内を頂いたりもしますね。

高木：多摩パブリックは事務所内でトライアルをしてみても、良ければ支部に還元しようというのが根本にあるので、所内研修が充実してきたらそれを支部に開放していますし、他士業と連携した相談会を多摩パブリックがパイロット的に始めて、今は支部の共催という形になり、相談員の方を支部から派遣してもらおうような形にして、支部に還元しています。

■ 憲法問題関係

佐藤：ありがとうございます。

古田さんが中心となってやられているのが、憲法問題に関するプロジェクトチームですが、それはどの

ようなものですか。

古田：憲法PTは、2015年9月に設立した新しいプロジェクトチームです。多摩支部の中の委員会を充実させて、本会化したときに本会としての機能が持てるよう準備しています。日弁連が各種声明を出し、単位会もやはり憲法に関して声明を出しています。支部としての声明を出せるような、憲法問題にきちんと取り組めるような委員会を作った方がいいのではないかという考えでできたPTです。

実際の活動としては、憲法問題に関する討議を重ねている一方で、多摩支部と市民をつなぐ憲法ということをテーマに、つなぐ役割という形で、市民向けシンポジウムや、憲法にまつわる学習会などもやっています。

その他、本会で地裁、家裁、地検と毎年、憲法記念行事として市民の方を集めてスタンプラリーを行っておりまして、市民にもっと法曹三者の活動を知ってもらうために、多摩支部でも、2017年から実施しました。新聞報道のお陰か、応募者多数で、抽選の結果50人の方々が参加しました。今年も実施する予定です。

佐藤：その他、実施されたイベントについても少しご紹介ください。

古田：2017年3月に、18歳選挙権をテーマに、一橋大学で高校生、大学生を集めて、選挙に詳しい毎日新聞の編集委員の与良正男さんを講師に呼んで、白熱教室を開きました。

今後、たとえば大きなホールで、映画を流したりして、それと同時に、その映画の中にある憲法問題を考えてもらうとか、そのような色々なことを企画しています。

裁判所立川支部の本庁化、 弁護士会多摩支部の本会化

佐藤：これでひととおり、皆さんが活動されている分

野のお話をお聞きできました。

最後に、裁判所立川支部の本庁化、弁護士会多摩支部の本会化について、多摩支部の若手会員がどのような考えでいるのかを本会の会員にも伝えていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

山下：さらには、本庁化、本会化という話を超えて将来の多摩支部をどうしていきたいかというビジョンみたいなものも聞けるといいかなと思います。

橋詰：本庁化、本会化に対するニーズがある一方で、委員会活動の観点からは、本会化をすると必置委員会がたくさんできるので、そこに私たちのエネルギーが割かれることになると、今までやってきた特別委員会での活動を同じように続けられるのか不安があります。本庁化や本会化は、それを目指して奮闘されてきたベテランの先輩方よりも、むしろこれから本当に中心になっていく我々の世代が、もっと現実的な問題も見据えながら真剣に考えなくてはならないと思っています。

高木：支部会員の資格制限が始まって、多摩地域の弁護士しか法律相談に入れないという話になったために、自治体への相談員の派遣がすごく広がっているにもかかわらず、派遣する弁護士が足りないという事態になりました。電話ガイドも頑張って午前午後の枠を作ったのですが、まったく相談担当者が足りないという感じです。

今まで多摩支部は本会の会員も入れた人数で運営するなかで、活動領域を広げて、本会に先駆けるような取り組みも行ったりしてきたのですが、いきなり人員が小さくなると、マンパワーが足りないという印象があります。

高野：感想を申し上げると、本会の弁護士はほとんど多摩支部のことを知りません、何をやっているかについてほとんど関心がない。ただこれは私たちにもいえることで、多摩の弁護士も本会で何が行われているかをほとんど分かっていないのではないかな。多摩地区には、色々な法的ニーズがあると言いつつ、



古田 理史 会員



〈司会〉佐藤 南平 副支部長



〈聞き手〉山下 太郎 副支部長



〈聞き手〉渡邊 隆 副支部長

弁護士に対するクレームについては、今のところ全部本会にお任せです。本当はこれらに対しても目を向けて行かなければいけないと思います。

本会化したら日弁連に理事を出すとか、関弁連に理事を出すとか、そういうお付き合いも出てくるでしょう。さらに、本会の人事委員会には、多摩支部案件というのがあって、多摩支部の自治体の弁護士の派遣とか、結局決裁は本会がやっています。重要なところは本会がやっているというたくさん論点がありますが、これについて多摩支部会員もあまり分かっていないことに大変大きな問題を感じます。

加畑：私は多摩支部を強い支部にしたいと考えております。そのためには、まずは今、多摩支部に登録している弁護士の実力を底上げすること、及び多摩支部に有為な弁護士の人材を入れること、この二つが必要だと考えます。

多摩支部に事務所を登録している若手弁護士が、多摩支部と繋がっていないことを非常に感じます。若手弁護士の実力を底上げして、多摩支部に繋がってもらうことで、おそらく10年後には今よりもずっと強い支部になっていると思うのです。弁護士の人材を得て、育て、支部の活動に繋げる過程は、多摩支部本庁化、本会化への必須の過程であると考えます。

多摩支部が一番弱いのが人権擁護の分野だと思います。人権擁護委員会が多摩支部にはないのです。多摩支部が本会化し、多摩支部管内にある府中刑務所と、八王子医療刑務所、及び立川拘置所に関する案件の人権救済を一手に担うとなった場合に、今の多摩支部にそれだけの実力があるのかどうか、少し心許ないものがあります。今後、これらの施設の人権救済を担えるようにするためには、人材を育成し、しっかりと多摩支部に結びつけ、多摩支部一丸となって、これまで以上に人権擁護活動に積極的に関わっていくことが必要であると思います。

本庁化、本会化に関して総論大賛成です。多摩

支部の法律問題は多摩支部の会員が担うということは当たり前のことです。しかし、各論においてまだまだ未熟なところがあります。今後10年の間に多摩支部がどれだけ実力をつけられるのかというところにかかってくるのではないかなと考えます。

古田：20周年を機に、多摩支部会員は多摩地域に事務所がある会員に限定されます。多摩支部が自立して歩けるかというのがこれからの課題ですが、一方で多摩地域は顔が見えるという良いところがあるので、そこをどう伸ばしていくかというのが今後10年間に必要なことなのかなと思いますし、それができるのがこの地域であると思います。

また、市民のために本庁化、本会化が必要だというのですが、本庁化、本会化すると市民にとって何がいいのかをきちんとアピールできていない、そこを、もっと詰めていかなければならないのかなと思います。

高木：たしかに古田さんがおっしゃるように顔が見える関係は大切にしていきたいと思います。多摩支部が田舎会と言われる所以なのかもしれませんが、仕事の面で、相手方の代理人であっても信頼を持って取り組めるということは貴重です。顔が見える関係を維持しつつ、発展していくという方針は大賛成です。

もともと23区内の事務所にはいたこともあって、本会の委員会に今も参加している影響もありますが、急に支部を本会から切り離すというよりも、本会の良いところをもっと学んでから、離れていく、独立を目指すというのが良いと思います。本会のマンパワー、知識の蓄積、層の厚さは比較にならないので、そこはもう少し吸収する時間をとっても良いと思います。

佐藤：みなさん、長時間ありがとうございました。

(構成：佐藤 南平)



弁護士会多摩支部

Ⅱ 多摩支部 20 年の歩み

(3) 20 周年記念行事報告

① 第15回 高齢者・障がい者権利擁護の集い
「実践！意思決定支援—本人主体の権利擁護を目指して—」報告

東京弁護士会多摩支部会員 岡垣 豊 (56 期)

1. 高齢者・障がい者権利擁護の集い

日弁連は、2002年から、高齢者・障害者の権利擁護に関する福祉関係機関との連携、権利擁護の担い手の確保などを目的に、毎年1回全国を巡回して、その年の担当となった単位弁護士会と共催で、本集会を開催してきました。第15回目を迎える本集会は、当支部が共催し、2018年2月2日、オリンパスホール八王子で行われました。テーマは、2014年1月批准した国連障害者権利条約、2015年10月の第58回人権擁護大会における「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」、2016年5月に成年後見制度利用促進法が施行される等の近時の動向を踏まえ、「意思決定支援」を題材として、標記のとおりとしました。

折しも、第15回を迎える本集会は、多摩支部設立20周年の年に開催されることになり、この記念事業の一環としても位置づけられ、多摩支部の総力を結集して開催されました。

2. 日弁連活動報告

当日は、各挨拶の後、まず、日弁連高齢者・障害者権利支援センターの青木佳史センター長による日弁連活動報告がなされ、成年後見制度をはじめとする高齢者・障害者に関する法制度の動向や高齢者等を取り巻く状況を踏まえ、多くの関係者との連携や、全国の数々の取組を情報交換するなどして、質の高

い支援ができるよう、今後も日弁連として取り組んでいきたい旨が述べられました。

3. 基調講演

「意思決定支援の意義と課題」

続いて、上山泰新潟大学教授による、「意思決定支援の意義と課題」と題する基調講演が行われました。ここでは、意思決定支援の概念の整理がなされた上で、意思決定支援の諸課題を指摘され、今後の実践のあり方等を考える上で、大変有意義な講演でした。

4. 基調報告

「意思決定支援の調査」

続いて、実行委員会より、弁護士、自治体等を対象にした、意思決定支援が問題となった事例調査等の報告があり、様々な場面で意思決定支援が問題となることが明らかとなり、弁護士が支援の現場と十分に連携して意思決定支援に関与していくことの重要性が指摘されました。

5. 寸劇

その後休憩を挟み、一人暮らしの認知症高齢者が在宅生活を続けていくのが難しくなった場面設定で、在宅生活を継続するのか、施設への入所かという、問題提起的な寸劇を、多摩支部会員が好演しました。

6. パネルディスカッション 「意思決定支援の実践について」

寸劇の後、先ほどの上山教授の他、赤沼康弘会員、社会福祉士・あい権利擁護支援ネット代表理事の池田恵利子氏、立川市社会福祉協議会の山本繁樹氏、八王子市高齢者福祉課の臼井弘文氏をパネリストに迎えて、実行委員会で集約した三事例（住む場所の選択、虐待、金銭の使い方）を中心に、意思決定支援の体制、医療における意思決定支援、代理代行決定が許容される場面、推定相続人間で意見対立がある場合の意思決定支援等、意思決定支援の実践を行うに当たっての諸問題が議論され、各小テーマごとの各パネリストの発言は、今後、意思決定支援の実践を行っていく上で大変参考となる見解が示されました。

7. 最後に

2016年6月、日弁連より、当支部で本集会を開催できないか打診があり、その後、実行委員会準備会を幾度と開催し、2017年1月26日、正式な実行委員会をスタートさせ、その後、本集会前日の2月1日まで合計23回、概ね2週間ごとに開催し、多くの支部会員の力を結集し準備に当たりました。当日は前日夜から早朝の降雪があり客足が危ぶまれましたが、弁護士等の専門職、自治体・社会福祉協議会職員、福祉施設職員等を含む750名に参加頂き、大変大盛況、大成功のうちに本集会を行うことができました。この場をお借りして、厚く御礼申し上げる次第です。

② これからの多摩支部 20周年記念事業のご案内

多摩支部設立 20 周年記念事業実行委員会 事務局長 中村 一郎 (49 期)

1. 多摩支部設立20周年 記念事業実行委員会

東京三弁護士会多摩支部は、2018年4月1日に設立20周年を迎えるに当たり、2017年3月、支部役員会、委員会やプロジェクトチームから委員を募って「多摩支部設立20周年記念事業実行委員会」を立ち上げました。32名の委員のうち65～69期が13名、60期代が21名を占める、若手中心の実行委員会ができました。

多摩支部は20周年を迎えたとはいえ、地域への浸

透はまだ十分とはいえません。もっと、もっと、多摩地域の市民や自治体、企業や団体に、よく知られ、頼りにされる存在になりたい。困ったときには、多摩支部があると思っていただきたい。

もちろん、これまでの20年間で築き支えてきた多くの会員・仲間・地域の方々と、20周年を祝い、感謝したい。そして、これまでの活動をしっかりと記録にとどめ、今後の発展のための資料としたい。

そう考えた実行委員は、以下の4つの企画を考え、4つの部会を設置しました。

2. いじめ問題を考える市民向け特別事業

多摩支部では、子どもの権利に関する委員会や法教育に関する委員会が中心となって「いじめ予防授業」を行っています。その内容は高い評価を受け、2016年度は82校で実施され、中でも、国分寺市、立川市、国立市、西東京市では、教育委員会との連携のもと、全ての小中学校で毎年開催されるに至りました。マスコミ等でもしばしば取り上げられるなど、子どもたちに対する優れた人権教育の実践例として、また、多摩支部と各自治体との事業連携の成功例として、特筆すべきものです。

そこで、20周年記念事業のひとつとして、「いじめ問題を考える市民向け特別事業（名称未定）」を実施することにしました。

2018年10月27日（土）午後1時から4時まで、三鷹市公会堂「光のホール」で開催します。当日は、「いじめ予防授業」を題材とした橋詰議員の基調講演のほか、TMネットワークの木根尚登氏との対談、春名風花氏らとのパネルディスカッションなどが予定されています。

3. 遺言カフェ

多摩支部のエリアは23区の約2倍の面積の多摩地域全体で、ここに26市3町1村の30自治体があり、420万人余りの人が暮らしています。これだけ広く、自治体数も人口も多い地域に、立川に拠点を置く多摩支部がただ一つ対応するというだけでは十分とはいえません。税理士会や司法書士会などは、多摩地域内に8～10の支部を設け、自治体や市民とより密な関係を作っています。多摩支部も、もっと細分化して、地域とより密接な関係を構築したいと思っています。

そんな思いから、多摩地域の5つの簡裁所在地ごとにある多摩支部の地区懇談会（立川、八王子、武

蔵野、町田、青梅の各地区懇談会）を活用して、多摩地区全域にわたる20周年記念事業を行うこととしました。それが「遺言カフェ」です。

各エリアの市民の方々にご参加いただき、相続遺言に関するセミナーを行ったのち、茶話会を行います。お菓子やお茶を用意したテーブルごとに、少人数のグループに分かれて、遺言や相続のことなどを、弁護士を交えて和気あいあいと語り合うというものです。

1か所につき20万円の予算枠を設定した上で、実施時期・場所、当日の運営方法、後援依頼先、宣伝方法などは全て各地区懇談会に一任し、地域ごとに個性的な遺言カフェを開催する予定です。

4. 20周年記念レセプション

2018年6月29日（金）午後6時から、パレスホテル立川にて、「20周年記念レセプション」を開催します。多摩支部関係者のみならず、多摩地域の首長・職員・議員、裁判官・検察官、他土業の支部、他の弁護士会の支部、経済団体・福祉団体・消費者団体、マスコミ、大学、公共機関など、多くの方々にご出席を呼びかけ、盛大に20周年を感謝し祝うとともに、多摩支部の存在を広めたいと思います。

5. 20周年記念誌

最後に、2018年12月の発行を目指して、「20周年記念誌」を作成します。10年前に10周年記念誌を発行しておりますので、主にそれ以降の10年間の活動内容をきちんと記録して、今後のさらなる発展の礎にしたいと思っています。

盛り沢山の記念事業ですが、いずれも成功させるべく、多摩支部一丸となって準備をまいります。積極的なご協力をなにとぞよろしくお願いいたします。